



「住宅再建相談会」を開催します

町と住宅金融支援機構では、(一社)宮城県建築士事務所協会と協力して、震災により被災された方の住宅再建に必要な情報を提供することを目的に、下記により相談会を開催しますのでご利用ください。

- ◇日時 11月17日(日)、18日(月) 午前10時から午後4時
- ◇場所 役場2階大会議室(17日)
ベイスサイドアリーナ会議室(18日)

◇相談内容

- ・自立再建に向けての資金計画相談(融資の制度案内、返済額シミュレーションの作成、資金計画のアドバイス)
- ・住まいに関するプランニング等の専門家(宮城県建築士事務所協会)による相談
- ・住まい再建のための公的助成制度や災害公営住宅に関する相談

◇その他 融資・資金計画等の相談をご希望される場合は、住宅金融支援機構へ事前に予約をお願いします。

◇問い合わせ 住宅金融支援機構東北支店東北復興支援室 ☎022-227-5035
復興事業推進課公営住宅整備係 ☎46-1379

『南三陸町事業復興型雇用創出助成金』について

町では、東日本大震災の被災地域において安定的な雇用を創出すること及び地域の中核となる産業や経済の活性化に資することを目的に、町の産業政策の支援等(対象産業政策リストに掲げる事業。)の対象となった町内の事業所において、被災求職者を雇い入れた場合、雇い入れに係る3年間の費用の一部を助成金として交付します。

◇対象事業主

1. 町内に事業所を有していること。
2. 平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に町の補助金、融資等(対象産業政策)の対象となることが決定していること。
3. 平成25年4月1日から平成26年5月31日までの間に、本助成金の対象となる新規雇用者を1人以上雇い入れたこと。
4. 雇用保険の適用事業の事業主であること。
5. 労働者の出勤状況や賃金の支払い状況を明らかにする書類を適切に整備、保管していること。

◇対象産業政策リスト

1. 南三陸町中小企業振興資金融資あっせん
2. 南三陸町企業立地奨励
3. 南三陸町起業支援補助金
4. 南三陸町水産業共同利用施設復興整備事業(水産加工流通復興タイプ)

◇申請・受付について

本助成金についての相談、受付、申請は下記窓口にお問い合わせください。

問い合わせ 産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378

町内における空間放射線量測定情報

■空間放射線量

(単位:マイクロシーベルト/時、地表からの高さ50センチメートルにて測定、測定日:10月1日(火)から11日(金))

測定地点	測定値	測定地点	測定値
役場庁舎	0.04	志津川小学校	0.07
神割崎	0.06	入谷小学校	0.08
波伝谷漁港	0.04	伊里前小学校	0.07
水尻川中流部	0.06	志津川中学校	0.06
入谷さんさん館	0.08	歌津中学校	0.06
伊里前川中流部	0.08	志津川保育所	0.08
吉野沢団地	0.05	伊里前保育所	0.06
泊浜	0.04	名足保育園	0.05
名足仮設団地	0.05	平成の森(地表1m)	0.04
水堺峠	0.09	田東山頂	0.08

現在、環境省が定めた除染のガイドラインとして、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上(年間1ミリシーベルト以上)の放射線量が計測された場合は除染作業を行うことが定められておりますが、上記の表のとおり町内に該当する場所はありません。

問い合わせ 環境対策課 ☎46-5528

■町内産農林水産物中の放射性セシウム測定結果

(単位:ベクレル/kg)

◇結果:基準を満たしています。(基準値=100ベクレル/kg)

品目	採取日	測定値 (検出下限値)
こまつな(ハウス)、ネギ(露地)、 菌床しいたけ(ハウス)、かぼ ち(露地)、ジャガイモ	9月2日(月)~ 9月30日(月)	不検出 (10未満)
アナゴ、サバ、ワラサ、マイ カ、ソウダゴツソ、シロサケ、 マダラ、アブラツノザメ、ゴ マサバ	9月9日(月)~ 10月4日(金)	不検出 (10.450未満)

■町内産農林水産物の出荷制限(10月11日(金)現在)

県等による放射線検査を実施した結果、露地栽培の原木しいたけ、こしあぶら、クロダイ、スズキについて引き続き出荷制限が行われており、市場には流通していません。

問い合わせ 産業振興課 ☎46-1378

移動町長室は、11月22日(金)です。

時間 午後1時から4時

◇問い合わせ 歌津総合支所地域生活課 ☎36-2111

南三陸警察署からのお知らせ

地域課から 詐欺被害にご注意を!!

県下において、いまだに振り込め詐欺等の、詐欺被害が発生しています。これらの詐欺の犯人は、言葉巧みにあなたを動揺させ、即座に判断をせまって、あなたをだまそうとしてきます。

被害に遭わないためには、

- 身に覚えのない者からあるいは、身に覚えのない内容の電話等があった場合には、その場ですぐに判断せず、落ち着いて対応する。
- 不審な電話等があれば自分一人で悩まず、知人、親族、警察等に相談する。
- 相手方が押しかけて来たなど、緊急の場合には、迷わず110番通報する。
- 高齢者の方は、息子を名乗る電話には特に注意し、こうした電話があった場合はいったん電話を切って、必ず自分から本人に連絡し直して、確認する。犯罪者は次から次へと新しい手口を使って、あなたの財産を狙ってきます。上記3つの点に十分に注意し、詐欺被害に遭わないようにしてください。



交通課から

『夕暮れ時の交通事故防止運動』について

県内では、交通事故が多発(10月7日(月)現在63人死亡、前年比+16人)と死者の増加数は全国ワースト1位と極めて厳しい状況にあります。

例年、日没時間が早まる10月から年末にかけては自転車や横断歩行者が被害者となる事故が多発する傾向にあります。

町民の皆さんは以下の点に注意し、交通事故防止に努めてください。

運転者は

「午後4時ライトオン」に努め、歩行者や自転車に注意しましょう。

歩行者は

暗闇の道路の乱横断は絶対にやめましょう。

夜間は明るい服装、反射材やLEDライトを有効に活用しましょう。

自転車利用者は

交通ルールを確実に守り、LED交通安全ライトを点灯しましょう。(警察署で配付中)

問い合わせ 南三陸警察署 ☎46-3131

企業立地奨励条例による『立地奨励金・雇用奨励金』について

町では、企業の育成と誘致に必要な奨励措置等を講ずることにより産業の振興と雇用の拡大を図り、町民生活の安定向上に資することを目的に、固定資産の取得価額が一定以上の企業者に対し、立地奨励金・雇用奨励金を支給します。(震災により被災した場合でも固定資産の取得価額が一定以上であれば対象となります。)

◇立地奨励金

町内に事業所の新設、増設または移設を行った中小企業者の方で、固定資産の取得価額が1,000万円以上である場合に最長で5年間の固定資産税相当額を交付します。(ただし、納期内の完納がなかった場合は、交付額から納期内の完納がなかった固定資産税相当額を控除します。)

◇雇用奨励金

営業開始日(増設の場合は増設が完了した日)後3年において引き続き1年以上雇用している地元従業員1人につき10万円を交付します。(ただし、既に交付した雇用奨励金に係る地元従業員の人数は控除します。)

◇申請方法

指定企業者申請書を提出していただき、指定企業者の指定を受けた後に次の申請期限までに奨励金の交付申請をしていただくことになります。

- (1)立地奨励金 交付対象期間内における各年度の固定資産税を完納した日から2月以内
- (2)雇用奨励金 営業開始後1年を経過した日から2月以内(以降3年目まで同様)

※対象となる事業や要件の確認、申請に必要な書類については、お問い合わせください。(南三陸町ホームページから「指定企業者申請書」の様式をダウンロードすることができます。)

問い合わせ 産業振興課商工業立地推進係 ☎46-1378